

III 資 料 III

中国における行政立法手続令

上 杉 信 敬

中国においては最近、行政手続法をめぐる議論が盛んとなっている（すでにそれに関して本誌で前2号に資料を載せたところである）。その際行政立法手続についても、2000年に立法法が制定され、行政立法に関する規定が多数設けられたが、行政立法制定手続については十分詳細に規定されなかった。そうした中で、命令規則による行政立法手続が以前の1987年の規定¹⁾を改定して、より詳細に規律することになった。2つに分かれて規定する2001年11月16日の「行政法規制定手続条例」²⁾、「行政規則制定手続条例」³⁾である。両者とも行政立法手続には①項目立て（年度計画）、②起草、③審査、④決定と公布、の手順がとられ、旧条例とほぼ同一である。行政機構内の意見徴取、調整などがはかられる。しかし今回においては条項が若干詳細になったことに加えて、論証会、公聴会⁴⁾等により公衆の意見徴取の機会をもつことが規定された（法規については12条、規則については15条、23条）。これは義務的ではないということだが、今後の活用次第では興味ある情況を示すものとなるだろう。次に中国では法規、規則の登記記録の制度があり、地方の規則も含めれ

1) 旧、1987年の「行政法規制定暫定条例」の条文については拙稿「中華人民共和国における行政手続の立法化」東亜経済研究第54巻第4号（1995年）26頁を参照のこと。

2) 中華人民共和国国務院公報、2002年1月10日号（第1号）5頁。

3) 中華人民共和国国務院公報、2002年1月10日号（第1号）7頁。

4) 論証会とは専門家から論拠を聞く、専門家会議のことで、公衆参加はない。公聴会にあたる中国語は「听証会」であり、この語に公衆が参加する公聴会と利害関係者の意見を聞く聴聞会の2種類のもが含まれる。後者の場合は法律としては1996年の行政処罰法においてはじめて規定された（42条）が、本人など関係者に開催が通知されるだけで、公告されず、ただ公開が原則である（ただし、国家の秘密、企業の秘密、個人のプライバシーの場合は除く《42条3項》）。法規規則の制定は一般的であり、公開でなされるので公聴会とされよう。最近では広州—深圳間の高速鉄道運賃の改訂案に際して開催されたものなどが有名であるが、まだ一般的とはなっていないのではないかと。今後の展開が注目される。

ば改革開放以来この間4万とも数万の制定、改廃したぼう大な数の行政立法についても目がとどくようにしている。これが「法規規則記録条例」⁵⁾である。しかしこの中で登録機関（最終的には国务院法制機構）において上位法などとの抵触の有無を含む実質的審査権が規定されており（12, 13, 14, 15条）、規則間の統一調和保持のためには不可欠とは思えるものの、その運用いかんにより統制の手段ともなるものとも言えよう。日本においては行政立法手続は行政手続法には盛り込まれず、閣議了解（1999年「規制の設定・改廃に係る意見提出手続」）により一定の対応、パブリックコメント（公衆の意見）の制度があるが、中国のものはそれと類似の状況あるいは、より一般的なものとも言えよう⁶⁾。

（No.1）行政法規制定手続条例

第1章 総則

§ 1 行政法規制定手続を規範化し、行政法規の質を保証するために、憲法、立法法及び国务院組織法の関係規定にもとづき、本条例を制定する。

§ 2 行政法規の項目立て、起草、審査、決定、公布、解釈に、本条例を適用する。

§ 3 行政法規の制定は、立法法が確定した立法原則を遵守し、憲法及び法律の規定に適合しなければならない。

§ 4 行政法規の名称は一般に「条例」と言い、さらに「規定」、「弁法」等と言うこともできる。国务院が全国人民代表大会及びその常務委員会の授権にもとづき制定を決定した行政法規は、「暫定条例」もしくは「暫定規定」と言う。

国务院の各部門及び地方人民政府が制定した規則は「条例」とは言わない。

§ 5 行政法規はつぶさではあるが繁雑ではなく、論理が厳密で、条文が明確、具

5) 中華人民共和国国务院公報, 2002年1月30日号(第3号) 8頁。

6) 日本の1999年閣議了解については、原田尚彦『行政法要論』全訂第4版増補版(2002年) 112頁、高木光「行政立法の手続的統制」自治研究第77巻第3号(2001年) 81頁、朱芒「行政立法法程序基本問題試析」中国法学2000年1号56頁など。

体的で、用語が正確で、簡潔、取扱い可能（可操作性）でなければならない。

行政法規は必要性から、章、節、条、項、号、目に分けることができる。章、節、条の順序数字は漢字の数字を用いて順番に表示し、項は順序数字には編成せず、号の順序数字は漢字の数字を用いカッコをつけて順番に表示し、目の順番はアラビア数字で順番に表示する。

第2章 項目立て

§ 6 国務院は毎年年初めにその年度の立法活動計画を編成する。

§ 7 国務院の関係部門は行政法規を制定することが必要と考えるときは、毎年年初めに国務院が年度立法活動計画を編成する前に、国務院に報告し項目立てを要請しなければならない。

国務院の関係部門が送付する行政法規の項目立て申請は、立法項目が解決を要する主要問題、根拠となる方針政策及び確立を予定する主要制度を説明しなければならない。

§ 8 国務院法制機構は国家全体の活動配置にもとづき部門の送付した行政立法項目立て申請をとり集め研究し、重点をきわだたせ、全体の利益のために按配し同時に各方面の利益をも考慮し、国務院年度立法活動計画を立案し、国務院に報告し審査承認しなければならない。

国務院年度立法活動計画に組入れられた行政法規項目は次に列記した要求に適合しなければならない、

- (1) 改革、発展、安定の要求に適合する、
- (2) 関係する改革実践経験が基本的に成熟している、
- (3) 解決が必要な問題が国務院の職権の範囲と国務院が行政法規を制定することの必要な事項に属している。

§ 9 国務院の立法活動計画に組入れられた行政法規項目に対して、起草任務を担当する部門は時間をつめて活動を行い、要求に従い国務院に報告しなければならない。

国務院の立法活動計画は執行中に実際の状況に従い調整することができる。

第3章 起草

§ 10 行政法規は国務院が起草を組織する。国務院年度立法活動計画は行政法規が国務院の1部門もしくはいくつかの部門が具体的に起草活動に責任を負うことを確定し、さらに国務院法制機構が起草するか起草を組織することも確定する。

§ 11 行政法規の起草は、立法法が確定した立法原則に従い、かつ憲法及び法律の規定に適合しなければならないことの他に、次に列挙する要求に適合しなければならない、

- (1) 改革精神を體現し、科学が行政行為を規範し、政府の機能を經濟調節、社会管理、公共サービスの変換に促進する、
- (2) 簡素化、統一、効能の原則に適合し、同一のもしくは類似の機能規定は一つの行政機関が担当し、行政管理手続を簡素化する、
- (3) 国民、法人及び他の組織の合法權益を確実に保障し、履行すべき義務を規定するのと同時に、相応の權利と權利保障實現の道すじを規定しなければならない、
- (4) 行政機関の職權と責任の統一の原則を實現し、関係行政機関に必要な職權を賦与するのと同時に、その職權を行使する条件、手続及び担う責任を規定しなければならない。

§ 12 行政法規を起草するのに、深く調査研究し、実践經驗を總括し、関係機関、組織及び国民の意見を広範に聴取しなければならない。意見の聴取は座談会、論証会、公聴会の開催等多種の形式をとることができる。

§ 13 行政法規の起草に、起草部門は他の部門の職責もしくは他の部門と関係が緊密な規定にかかわるときは、関係部門と協議して一致しなければならない。充分協議しても意見の一致を得られないときは、上級に行政法規草案送審稿（以下行政法規送審稿と略称する）を報告した時に情況や理由を説明しなければならない。

§ 14 行政法規の起草は、起草部門が関係する管理体制、政策方針等国務院が政策決定することが必要な重要な問題に関して解決策を提出する場合は、国務院に報告し決定してもらわねばならない。

§ 15 起草部門が国務院に報告送付する行政法規送審稿は、起草部門の主要責任者が署名しなければならない。いくつかの部門が共同で起草する行政法規送審稿は、そのいくつかの部門の主要責任者が共同で署名しなければならない。

§ 16 起草部門が行政法規送審稿を国務院に報告送付し審査する時は、いっしょに行政法規送審稿の説明と関係資料を送付しなければならない。

行政法規送審稿の説明は立法の必要性、設立する主要制度、各方面の送審稿の主要問題に対する異なる意見、関係機関、組織及び国民の意見を集めた情况等を説明しなければならない。関係資料は主として国内外の関係立法資料、調査研究報告、考察報告等を含む。

第4章 審査

§ 17 国務院に報告送付した行政法規送審稿は、国務院法制機構が審査の責任を負う。

国務院法制機構は主として以下の面で行政法規送審稿に対して審査を行う、

- (1) 憲法、法律の規定及び国家の政策方針に適合するか否か、
- (2) 本条例第11条の規定に適合するか否か、
- (3) 関係行政法規に協調し、かみあっているか否か、
- (4) 関係機関、組織及び国民の送審稿の主要問題に対する意見を正確に処理するか否か、
- (5) その他の審査が必要な内容。

§ 18 行政法規送審稿が以下の場合の1つのときは、国務院法制機構は延期するか起草部門に返却することができる、

- (1) 行政法規を制定する基本条件が未成熟のとき、
- (2) 関係部門が送審稿が規定する主要制度にかなり大きな争議が存在し、起草部門が関係部門と協議していないとき、
- (3) 上級に報告した送審稿が本条例第15条、第16条の規定に適合しないとき。

§ 19 国務院法制機構は行政法規送審稿もしくは行政法規送審稿と関係する主要問題を国務院の関係部門、地方人民政府、関係組織及び専門家に送付し意見を求めな

なければならない。国務院の関係部門、地方人民政府から帰って来た書面意見は、その職場もしくは職場の弁公庁（室）の印章を押さなければならない。

重要な行政法規送審稿は、国務院の同意を経て、社会に公布し、意見を求める。

§ 20 国務院法制機構は行政法規送審稿に関係する主要問題で、基層部分に深く実地調査に入り研究し、基層の関係機関、組織及び国民の意見を聴取しなければならない。

§ 21 行政法規送審稿が関係する重大で、疑問を伴う難問題の存在するときは、国務院法制機構は関係組織、専門家が参加する座談会、論証会を開催して、意見を聴取し、研究し論証しなければならない。

§ 22 行政法規送審稿が直接国民、法人もしくは他の組織の切実な利益と関係するときは、国務院法制機構は公聴会を開催し、関係機関、組織及び国民の意見を聴取することができる。

§ 23 国務院の関係部門が行政法規送審稿で主要制度、政策方針、管理体制、権限分配等に関して異なる意見を有する時は、国務院法制機構は調整を行い、意見の一致に達するよう努めなければならない。意見の一致に達しないときは、争われている主要問題で、関係部門の意見さらに国務院法制機構の意見を国務院に報告し決定しなければならない。

§ 24 国務院法制機構はまじめに各方面の意見を研究し、起草部門と協議した後に、行政法規送審稿に修正を行い、行政法規草案と草案の説明を作成しなければならない。

§ 25 行政法規草案は国務院法制機構の主要責任者が国務院常務会議の審議の提案を申請して提出する。調整範囲が単一で、各方面の意見が一致するかもしくは法律にもとづき制定した組合せの行政法規草案は、連絡承認し「傳批」方式を採用して、国務院法制機構が直接国務院に提出し審査承認することができる。

第5章 決定と公布

§ 26 行政法規草案は国務院常務会議が審議するか、もしくは国務院が審査承認する。

国務院常務会議が行政法規草案を審議する時は、国務院法制機構もしくは起草部門が説明する。

§ 27 国務院の法制機構は国務院の行政法規草案に対する審議意見にもとづき、行政法規草案に対して修正を行い、草案修正稿を作成し、総理に報告し国務院令に署名し公布施行するよう求めなければならない。

行政法規に署名公布した国務院令は当該行政法規の施行日を明記する。

§ 28 行政法規に署名し公布した後、すみやかに国務院公報及び全国的に発行する新聞紙上に掲載する。国務院法制機構はすみやかに行政法規の国家正式版本を編纂し出版しなければならない。

国務院公報上に登載された行政法規本文が標準本文とする。

§ 29 行政法規は公布の日から30日後に施行しなければならない。ただし、国家の安全、外国為替レート、貨幣政策の確定さらに公布後すぐ施行しないと行政法規の施行に障害があるときは、公布の日から施行する。

§ 30 行政法規は公布後30日以内に国務院弁公庁が全国人民代表大会常務委員会に報告し記録する。

第6章 行政法規の解釈

§ 31 行政法規の条文がさらに明確な限界づけもしくは補充規定をもうけることが必要なときは、国務院が解釈する。

国務院法制機構が研究し作成した行政法規解釈草案は、国務院に報告し同意を得た後、国務院が公布するかもしくは国務院が援権し国務院の関係部門が公布する。

行政法規の解釈と行政法規は同等の効力を有する。

§ 32 国務院各部門と省，自治区，直轄市人民政府は国務院に対して行政法規解釈の要求を提出することができる。

§ 33 行政活動において行政法規を具体的に応用することに属する問題に対して，省，自治区，直轄市人民政府法制機構及び国務院の関係部門の法制機構が国務院法制機構が解釈を請求したときは，国務院法制機構は研究して回答することができる。その中で重大な問題に及ぶときは，国務院法制機構は意見を提出し，国務院に報告し同意を得た後回答する。

第7章 附則

§ 34 国務院に提出し全国人民代表大会もしくは全国人民代表大会常務委員会の審議を求める法律草案の立案は，本条例の関係規定を参照して処理する。

§ 35 行政法規の修正の手続は，本条例の関係規定を適用する。
行政法規修正後，すみやかに新しい行政法規本文を公布しなければならない。

§ 36 行政法規の外国語正式訳文及び民族言語本文は，国務院法制機構が審査して決める。

§ 37 本条例は2002年1月1日から施行する。1987年4月21日に国務院が批准し，国務院弁公庁が発行した「行政法規制定手続暫定条例」は同時に廃止する。

(国務院令第321号として2001年11月16日，総理，朱鎔基の名で公布された。)

(No. 2) 規則制定手続条例

第1章 総則

§ 1 規則制定手続を規範化し，規則の質を保証するためにも，立法法の関係規定にもとづき，本条例を制定する。

§ 2 規則の項目だて、起草、審査、決定、公布、解釈に、本条例を適用する。

本条例の規定に違反して制定した規則は無効である。

§ 3 規則の制定は、立法法が確定した立法原則を遵守し、憲法、法律、行政法規及び他の上位法の規定に適合しなければならない。

§ 4 規則の制定は、確実に国民、法人及びその他の組織の合法権益を保障し、その履行すべき義務を規定すると同時に、それと相応の権利と権利保障実現の道すじを規定しなければならない。

規則の制定は、行政機関の職権と責任の統一の原則を表現し、関係行政機関に必要な職権を賦与すると同時に、その職権行使の条件、手続及び担うべき責任を規定しなければならない。

§ 5 規則の制定は、改革精神、科学的に行政行為を規範し、政府の機能を経済調節、社会管理及び公共サービスの転換を促進することに表わさなければならない。

規則の制定は、簡素、統一、有効の原則に適合し、同一のもしくは類似の機能は一つの行政機関が担当し、行政管理手続を簡素化しなければならない。

§ 6 規則の名称は一般に「規定」、「弁法」と称し、「条例」と称することはできない。

§ 7 規則の用語は確実で、簡潔でなければならない、条文の内容は明確、具体的、取扱い可能でなければならない。

法律、法規がすでに明確に規定した内容は、規則は原則上重複規定しない。

内容が複雑なときを除き、規則は一般に章、節に分けない。

§ 8 国務院の2つ以上の部門の職権の範囲に及ぶ事項は、行政法規を制定する条件が未成熟で、規則を制定することが必要なときは、国務院の関係部門は連合で規則を制定しなければならない。

前項で規定した場合は、国務院の関係部門が単独で制定した規則は無効である。

第2章 項目立て

§ 9 国務院の部門内に設けた機構もしくはその他の機構が部門規則を制定することが必要と考えたときは、当該部門に報告し項目立てをすることを要請しなければならない。

省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人民政府に所属する部門もしくは下級人民政府が地方政府規則を制定することが必要と考えるときは、当該省、自治区、直轄市もしくは比較的大きな市の人民政府に報告し項目立てを要請しなければならない。

§ 10 送付された規則の項目立ての制定申請は、規則制定の必要性、解決を要する主要問題、確立しようとする主要制度等に対して説明しなければならない。

§ 11 国務院の部門の法制機構、省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人民政府法制機構（以下法制機構と略称する）は、規則制定の項目立て申請に対してとりまとめて研究し、同部門、同級人民政府の年度規則制定活動計画を起草し、同部門、同級人民政府に報告し承認を得て後執行しなければならない。

年度規則制定活動は規則の名称、起草組織、完成時間等を明確にしなければならない。

§ 12 国務院部門、省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人民政府は、年度規則制定活動計画の執行の指導を強めなければならない。年度規則制定活動計画に組入れる項目は、起草活動を担当する組織がしっかりと活動し、要求に従って同部門もしくは同級人民政府に報告し決定させなければならない。

年度規則制定活動計画は執行中に、実際の状況により調整し、増加しようとする規則項目に対しては補充論証を行わなければならない。

第3章 起草

§ 13 部門規則は国務院の部門が起草を組織し、地方政府規則は省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人民政府が起草を組織する。

国務院の部門は規則をその1つのもしくはいくつかの内設機構又は他の機構が具

体的に起草活動に責任をもち確定することができる、さらにその法制機構が起草もしくは起草を組織し確定することもできる。

省、自治区、直轄市及び比較的大きな人民政府は規則をその1つの部門もしくはいくつかの部門が具体的に起草活動に責任を負い確定ことができ、さらにその法制機構が起草もしくは起草を組織し確定することもできる。

規則の起草は関係専門家、組織が参加するよう招待することができ、関係専門家に委託して、起草を組織することもできる。

§ 14 規則の起草は、深く調査研究し、実践経験を総括し、関係機関、組織及び国民の意見を広く聴取しなければならない。意見の聴取は書面で意見を求める、座談会、論証会、公聴会等多種の形式をとることができる。

§ 15 起草した規則が国民、法人もしくは他の組織の切実な利益に直接関係し、関係機関、組織もしくは国民がそれに対して重大な意見の違いが存在するときは、社会に公布し、社会の各界の意見を求めなければならない。起草組織は公聴会を行うこともできる。公聴会は次に列挙する手続に従い組織する、

- (1) 公聴会は公開で開催し、起草組織は公聴会開催の30日前に公聴会の時間、場所及び内容を公布しなければならない、
- (2) 公聴会に参加する関係機関、組織及び国民は起草した規則に対して、質問を提出し及び意見を発表する権利を有する、
- (3) 公聴会は書面記録を作成し、発言者の主要観点や理由をありのままに記録しなければならない、
- (4) 起草組織は真剣に公聴会が反映する各種の意見を研究し、起草する規則は送付し審査する時に、公聴会の意見に対する処理状況とその理由とを説明しなければならない。

§ 16 部門規則の起草が、国務院のその他の部門の職責もしくは国務院のその他の部門と関係が緊密なときは、起草組織は国務院のその他の部門の意見を十分に聞かなければならない。起草組織とその他の部門が異なる意見を持つときは、充分協議しなければならない。充分協議を経ても意見の一致を得られないときは、起草組織は規則草案送審稿（以下規則送審稿と称す）を報告する時に状況と理由を説明しなければならない。

§ 17 起草組織は規則送審稿及びその説明で、規則送審稿の主要問題の異なる意見及びその他の関係資料に対して規定に従い送付し審査しなければならない。

送付され審査する規則送審稿は、起草組織の主要責任者が署名しなければならない。いくつかの起草組織が共同で起草した規則送審稿は、当該いくつかの起草組織の主要責任者が共同で署名しなければならない。

規則送審稿の説明は規則制定の必要性、規定する主要措置、関係方面の意見等の情況に対して説明しなければならない。

関係資料は主として集めた意見、公聴会の記録、調査研究報告、国内外の関係立法資料等である。

第4章 審査

§ 18 規則送審稿は法制機構が責任を持って統一審査をする。

法制機構は主として以下の方面から送審稿に対して審査を行なう、

- (1) 本条例第3条、第4条、第5条の規定に適合するか否か、
- (2) 関係規則と協調、かみあうか否か、
- (3) 関係機関、組織及び国民の規則送審稿の主要問題に対する意見を正確に処理するか否か、
- (4) 立法技術の要求に適合するか否か、
- (5) 審査が必要な他の内容。

§ 19 規則送審稿が以下の場合の1つの時は、法制機構は延期するかもしくは起草組織に返却することができる、

- (1) 規則制定の基本条件がいまだ未成熟のとき、
- (2) 関係機構もしくは部門が規則送審稿が規定する主要制度に対してかなり大きな争いが存在し、起草組織が関係機構もしくは部門と協議していないとき、
- (3) 上級に報告のため送付する送審稿が本条例第17条の規定に適合しないとき。

§ 20 法制機構は規則送審稿をもしくは規則送審稿が関係する主要問題を関係機関、組織及び専門家に送付し意見を求めなければならない。

§ 21 法制機構は規則送審稿が関係する主要問題で、基層に実地調査を行い研究し、

基層の関係機関，組織及び国民の意見を聴取しなければならない。

§ 22 規則送審稿が重大問題に関係する時は，法制機構は関係組織，専門家が参加する座談会，論証会を開催して，意見を聴取し，研究論証しなければならない。

§ 23 規則送審稿が直接に国民，法人もしくはその他の組織の切実な利益に関係し，関係機関，組織もしくは国民がそれに対して重大な意見の違いが存在するときは，起草組織は起草過程で社会に対して公布し，公聴会を開催しない時は，法制機構は同級の部門もしくは同級人民政府の承認を経て，社会に公布することができ，公聴会を開催することもできる。

公聴会を開催するときは，本条例第15条が規定する手続に従い組織しなければならない。

§ 24 関係機構もしくは部門が規則送審稿が関係する主要措置，管理体制，権限分配等の問題で意見が異なる時は，法制機構は意見をまとめ，意見の一致に至らなければならない。意見の一致に至ることができない時は，主要問題で，関係機構もしくは部門の意見及び法制機構の意見を同級部門もしくは，同級人民政府に報告し決定してもらわなければならない。

§ 25 法制機構はまじめに各方面の意見を研究し，起草組織と協議した後，規則送審稿に修正を行い，規則草案と草案の説明を作成しなければならない。説明は規則制定が解決しようとする主要問題，確立する主要措置さらに関係部門の意見とりまとめの状況等を含まなければならない。

規則草案と説明は法制機構の主要責任者が署名し，同級部門もしくは同級人民政府の関係会議に審議を求めて提案を提出する。

§ 26 法制機構が起草したかもしくは組織が起草した規則草案は，法制機構の主要責任者が署名し，同級部門もしくは同級人民政府の関係会議が審議することを求めた提案を提出する。

第5章 決定及び公布

§ 27 部門規則は部務会議もしくは委員会会議を経て決定しなければならない。

地方政府規則は政府常務会議もしくは全体会議を経て決定しなければならない。

§ 28 規則草案を審議する時、法制機構が説明し、起草組織が説明することもできる。

§ 29 法制機構は関係会議の審議の意見にもとづき規則草案に対して修正を行い、草案修正稿を作成し、同級部門の首長もしくは省長、自治区主席、市長が署名し公布を命ずるよう要請しなければならない。

§ 30 規則を公布する命令はその規則の制定機関、順番、規則の名称、通過日付、施行日付、部門首長もしくは省長、自治区主席、市長の署名さらに公布の日付を記載しなければならない。

部門連合規則は連合して制定した首長が共同で署名、公布し、主要担当機関の命令番号を使用する。

§ 31 部門規則は署名公布後、部門公報もしくは国務院公報及び全国範囲で発行する関係新聞にすみやかに登載しなければならない。

部門公報もしくは国務院公報及び地方人民政府公報上に登載した規則本文を標準本文とする。

§ 32 規則は公布の日から30日後に施行しなければならない。ただし、国家の安全、外国為替レート、貨幣政策の確定さらに公布後すぐ施行しないとさしさわりのある規則のときは公布の日から施行することができる。

第6章 解釈と記録

§ 33 規則の解釈権は規則制定機関に属する。

規則は以下に列挙するうちの1つの場合は、制定機関が解釈する、

(1) 規則の規定がさらに具体的意味を明確にすることが必要なとき、

- (2) 規則制定後新しい状況が出現し、規則の根拠を明確に適用することが必要なとき。

規則解釈は規則制定機関の法制機構が規則送審稿の審査手続に従い意見を提出し、制定機関に報告し承認を要請し承認後公布する。

規則の解釈と規則は同等の効力を有する。

§ 34 規則は公布の日から30日以内に、法制機構が立法法と「法規規則記録（「備案」）条例」の規定に従い関係機関で記録する。

§ 35 国家機関、社会团体、企業事業組織、市民が規則と法律、行政法規が抵触すると考えるときは、国务院に書面で審査の提案を提出することができ、国务院法制機構が研究し処理することができる。

国家機関、社会团体、企業事業組織、市民が比較的大きな市の人民政府の規則が法律、行政法規と抵触するもしくは他の上位法の規定に違反すると考えるときは、同省、自治区人民政府に書面で審査の提案を提出し、省、自治区人民政府法制機構が研究し処理することができる。

第7章 附則

§ 36 法により規則制定権を有しない県級以上の地方人民政府が、普遍的拘束力をもつ決定、命令を制定、発布するときは、本条例が規定する手続に従い執行する。

§ 37 国务院部門、省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人民政府は、日常的に規則を整理し、新しく公布した法律、行政法規もしくは他の上位法の規定と一致しないか、もしくは法律、行政法規もしくは他の上位法と抵触することを発見したときは、すみやかに修正するか廃止しなければならない。

規則の修正、廃止の手続は、本条例の関係規定を参照して執行する。

§ 38 正式版本、民族文版、外国文版の規則滙編の編集出版は、法制機構が「法規滙編編集出版管理規定」の関係規定に従い執行する。

§ 39 本条例は2002年1月1日から施行する。

(国務院令第322号として、2001年11月16日、総理、朱鎔基の名で公布された。)

(No. 3) 法規規則記録条例

(原題、「法規規章備案条例」)

§ 1 社会主義法制の統一を維持し、法規、規則に対する監督を強化するために、立法法の関係規定にもとづき、本条例を制定する。

§ 2 本条例が言う法規とは、省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人民代表大会及びその常務委員会が法定の職権と手続に従い制定する地方性法規、経済特区所在地の省、市の人民代表大会とその常務委員会が法定職権と手続に従い制定する経済特区法規、さらに自治州、自治県の人民代表大会が法定の職権と手続に従い制定する自治条例や単行条例、を指す。

本条例が言う規則は、部門規則と地方政府規則を含む。部門規則は、国務院各部、各委員会、中国人民銀行、会計検査院及び行政管理機能を有する直属機構が（以下国務院各部門と略称する）法律及び国務院の行政法規、決定、命令にもとづき、同部門の職権の範囲内で「規則制定手続条例」に従い制定する規則を指す。地方政府規則とは、省、自治区、直轄市及び比較的大きな人民政府が法律、行政法規及び同省、自治区、直轄市の地方性法規にもとづき、「規則制定手続条例」に従い制定する規則、を指す。

§ 3 法規、規則公布後、公布の日から30日以内に、以下に列挙する規定に従い送付し記録しなければならない、

- (1) 地方性法規、自治州及び自治県の自治条例及び単行条例は省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会が国務院に報告し国務院が記録する。
- (2) 省庁規則は国務院の部門が国務院に報告し国務院が記録し、2つのもしくは2つ以上の省庁が連合して規則を制定するときは、主管の部門が国務院に報告し国務院が記録する。
- (3) 省、自治区、直轄市人民政府規則は省、自治区、直轄市人民政府が国務院に報告し国務院が記録する。
- (4) 比較的大きな市の人民政府規則は、比較的大きな市の人民政府が国務院に報告し国務院が記録し、同時に省、自治区人民政府に報告し後二者が記録する。

- (5) 経済特区法規は経済特区所在地の省、市の人民代表大会常務委員会が国務院に報告し国務院が記録する。

§ 4 国務院の部門、省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人民政府は法により規則記録職責を履行し、規則記録活動の組織指導を強化しなければならない。

国務院の部門の法制機構、省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人民政府の法制機構は、具体的に同部門、同地方の規則記録活動に責任を負う。

§ 5 国務院法制機構は本条例の規定に従い国務院の法規、規則記録活動に責任を負い、記録審査監督職責を履行する。

§ 6 本条例に従い国務院に報告送付し記録した法規、規則は、ただちに国務院法制機構に送付する。

報告送付した法規の記録は、全国人民代表大会常務委員会の法規記録に関する関係規定に従い執行する。

報告送付した規則の記録は、記録報告、規則の本文と説明を提出し、さらに規定の格式に従い装訂し冊子とし、10冊で一式としなければならない。

報告送付した法規、規則の記録は、条件を備えるときは、同時に法規、規則の電子本文を報告送付しなければならない。

§ 7 報告送付した法規、規則の記録は、本条例の第2条及び第6条第2項、第3項の規定に適合するときは、国務院法制機構が記録登記する。第2条の規定に適合しない時は、記録登記しない。第2条の規定に適合するが第6条第2項、第3項の規定に適合しないときは暫時記録登記を延期する。

暫時記録登記を延期したときは、国務院法制機構は制定機関に補充して送付記録するか新たに送付記録するように通知する。補充もしくは新たな送付記録が規定に適合するときは、記録登記する。

§ 8 記録登記した法規、規則は、国務院法制機構が月別に目録を公布する。

法規、規則滙編の編集出版の範囲は、公布する法規、規則目録を基準としなければならない。

§ 9 国家機関、社会团体、企業事業組織、市民が地方性法規と行政法規が抵触すると考えるか、もしくは規則さらに国務院各部門、省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人民政府が発布する他の普遍的拘束力を有する行政決定、命令と法律、行政法規が抵触すると考えるときは、国務院に書面で審査を提案して提出することができ、国務院法制機構は研究し処理意見を提出し、規定の手續に従い処理する。

§ 10 国務院法制機構は国務院に報告送付され記録した法規、規則に対して、次に列挙した事項で審査を行う、

- (1) 権限を超越していないか否か、
- (2) 下位法は上位法の規定に違反していないか否か、
- (3) 地方性法規と部門規則の間もしくは異なる規則の間で同一事項の規定に対して一致していないか、改正するかもしくは一方を又は双方の規定を取消すか否か、
- (4) 規則の規定は適當か否か、
- (5) 法定手續に違反するか否か。

§ 11 国務院法制機構が法規、規則を審査する時、関係する国務院の部門もしくは地方人民政府に意見を提出することが必要と考えるときは、関係機関は規定の期限内に回答しなければならない。法規、規則の制定機関が関係状況を説明することが必要と考える時は、関係する制定機関は規定の期限内に説明しなければならない。

§ 12 審査を経て、地方性法規と行政法規が抵触するときは、国務院は全国人民代表大会常務委員会に提出して処理することを要請する。

§ 13 地方性法規と部門規則の間で同一事項の規定が一致しないときは、国務院法制機構は処理意見を提出し、国務院に報告し国務院は立法法第86条第1項第2款の規定に従い処理する。

§ 14 審査を経て、規則が権限を踰越し、法律、行政法規の規定に違反し、もしくはその規定が不適當のときは、国務院法制機構は制定機関に自ら訂正することを提案する。又は国務院法制機構は処理意見を提出し国務院に報告し国務院は決定し、制定機関に通知する。

§ 15 部門規則の間、部門規則と地方政府の規則の間で同一事項の規定が一致しないときは、国務院法制機構はとりまとめを行う。とりまとめを経ても意見の一致を得られないときは、国務院法制機構は処理意見を提出し国務院に報告し国務院が決定し、制定機関に通知する。

§ 16 「規則制定手続条例」第2条第2項、第8条第2項の規定に対して無効の規定は、国務院法制機構は記録せず、制定機関に通知する。

規則が制定技術上問題が存在するときは、国務院法制機構は制定機関に処理意見を提出し、制定機関は自ら処理することができる。

§ 17 規則の制定機関は本条例第14条、第15条、第16条が規定を受取った日から30日以内に、処理状況を国務院法制機構に報告しなければならない。

§ 18 本条例第15条にもとづき行った処理結果は、最高裁判所に対して行政訴訟法第53条に従い国務院の解釈もしくは裁決の回答を求めて送付することができる。

§ 19 法規、規則の制定機関は毎年1月末に前年1年に制定した法規、規則の目録を国務院法制機構に報告しなければならない。

§ 20 規則を報告記録しないかもしくは時期毎に規則を報告記録しないときは、国務院法制機構は制定機関に期限を限って報告送付するよう通知する。期限が過ぎても報告送付しないときは、通報し、期限を限って改正を命ずる。

§ 21 省、自治区、直轄市人民政府は法により下級行政機関が発布する規則及びその他普遍的拘束力を有する行政決定、命令に対する監督を強化し、本条例の関係規定に従い、関係する記録審査制度を設け、社会主義法制の統一を維持し、法律、法規の正確な実施を保証しなければならない。

§ 22 本条例は2002年1月1日から施行する。1990年2月18日国務院が発布した「法規、規則記録規定」は同時に廃止する。

(国務院令第337号として、2001年12月14日、総理、朱鎔基の名で公布された。)